

独立行政法人国民生活センターの中期目標期間終了時における
業務・組織全般の見直しについて

平成 29 年 8 月 25 日
消 費 者 庁

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「25 年基本方針」という。）や第 3 期中期目標期間の見込評価結果等を踏まえ、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）の主要な事務及び事業については、国の政策実現機関として政策実施機能の最大化を図る観点から、業務運営の効率性、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うこととする。

第 1 事務及び事業の見直し

1. 政策実現に向けた中期目標の設定と事務及び事業の実施

的確な評価を実施するため「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）に基づき、中期目標を策定する。

また、国民生活センターの事務及び事業を通じ、我が国の消費者政策の基本方針である「消費者基本計画」を踏まえ、消費者行政の中核的な実施機関として、国の政策課題と国民生活センターの事務及び事業との位置付けを明確にしつつ中期目標を策定し、政策実現に対応した事務及び事業として実施する。

2. 相模原事務所における宿泊室の稼働率向上及び研修受講者数の増加

相模原事務所における宿泊室の稼働率と各種研修の受講人員については、受講者グループの種別に応じて内容、日程、コース数等を分別して子細に企画するよう更に工夫すること、それを各受講者グループに周知させる積極的な広報活動を一層推進すること等により、宿泊室の稼働率向上と研修受講者数の増加を図る計画的な取組を行う。

3. P I O-N E T の刷新

国民生活センターが運営する P I O-N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）は、毎年約 90 万件の相談情報が蓄積され、中央省庁や全国の消費生活センター等で消費者被害の未然防止・拡大防止に活用される消費者行政の基幹システムであることから、A I（人工知能）、テキストマイニング、音声認識等の新技術の動向を踏まえ、情報分析や相談支援の強化、法執行の迅速化に資するものとなるようシステム改修へ向けた検討を行う。

第2 組織の見直し

徳島県における業務実施体制の整備

「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、徳島県において、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修、徳島独自の研修を実施する体制とともに、徳島県周辺も含めた大学、医療機関、研究施設等を活用しつつ、徳島県の協力を得ながら、徳島県を実証フィールドとした、相模原施設では実施できなかった先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する体制を引き続き整備する。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行う。

1. 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国民生活センターが策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

2. 給与水準の適正化

役職員の給与については、引き続き国家公務員の給与体系を踏まえた水準となるよう留意するとともに、昇格・昇給体系も含めて見直しを行い、その取組状況を公表する。

3. 自己収入の増大

事務及び事業の実施に伴い発生する出版物等の販売により、自己収入の増大を図る。また、相模原事務所における研修室及び宿泊室の利用料については、民間の利用料や運営コストを考慮した価格設定を行い、自己収入の増大を図る。

4. 情報システム刷新による業務効率化

情報処理システム（PC-LANシステム及び業務支援システム）について、LANシステムへの外部からの攻撃に対するセキュリティを確保しつつ、LANシステムを利用する電子メールや電子決裁、電子的な文書作成、予算管理、会計処理等のシステム最適化を通じた業務の効率化へ向けた検討を行う。

5. 政府方針等に基づく取組の着実な実施

25年基本方針を始めとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。